

「成熟社会の街造りの全体像を探る」 －福祉系大学の教育の背景と基本理念－

多賀 直恒

目次

1. 成熟社会の福祉とライフデザインの目標
2. 地域社会の住民参加と住民意識
3. 高齢社会の福祉住環境の構成
4. 街づくりの歴史的背景と街づくりの実践
5. 福祉住環境デザインの教育理念

Abstract

The education to young people for the highly aged society in modern Japan, will be expected in order to establish the fundamental educational concept of a newly built welfare university. The social organization for decision-making of traditional administration is of top-down system, but the opinion of national people should be considered for national rational will, and the construction for welfare society for fundamental work and concrete strategic plan will be desired. Nowadays, the limited village which consists of over fifty percentage aged people and social events such as funeral and marriage and so on, can not be held, is increasing gradually and then in urban area, some trials of compact city concept are suggested and are carried out successfully. Human life will be compatible and sustainable for natural environment to our dairy life style. The security of life and the stable life pattern are kept on and then such a social system should be constructed. The purpose of this paper is to illustrate the global idea for universal education of welfare society and to show the realistic curriculum explanation.

キーワード：成熟社会・街造り・社会福祉・都市と地方・教育理念

1 成熟社会の福祉とライフデザインの目標

(1) 福祉の意味と考え方：

日本国憲法第25条（昭和21年1946）によって社会福祉という言葉が一般化した。憲法第25条では、①全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。と記されている。21世紀になり高齢者の社会が現実の社会問題となった。高齢社会の福祉や安全を考えると、福祉の意味や役割、安全・防災の必要性を国民全体で考え行動することが求められている。

最初は、社会保障制度に関する勧告が1950年（昭和25年）に行われ、社会福祉の対象を障害者、経済的困窮者、児童など社会的に不利な人々に限定する範囲の狭いものであった。欧米では、国民全体の生活を最低限保障する

社会保障政策を実践していた。最近では、わが国でも、社会福祉を国民全体の基本的人権にかかわるものとして、所得や住宅、雇用保障などを含むという考え方になってきた。

福祉空間デザイン：

次に我々の生活空間と福祉に関して検討してみよう。我々の生活の場である生活空間には、住宅、建築、街区、道路、公園、交通機関など多岐多様な物的構成要素がある。これらの空間構成要素は、人類の歴史の流れの中で、各種の構成素材により形成され変化し発達してその規模や容量を大規模化し複雑化して現在に至っている。

住宅や建築や道路などは、個別に発生し成長して効率的に経済的に発展して、場合によっては構成要素相互に影響しあい社会的に有用な機能を生み出したり場合によっては意に反して行き過ぎたり不十分であったりして危険因子や不調和の要因を内蔵して潜在的に多くのリスクを内包している。

その要素の形成過程や形成結果により住宅が密集したり、自動車が有毒な廃棄ガスを或いは過度の振動を発生させ道路の許容能力を越えた車で埋められ渋滞を生じたり都市公害の原因になったりする。

これらの原因は個別には十分な機能や目的を持って空間構成がなされながら全体的な調和や融合を欠いたために生じた欠陥である。

この問題を解決するためには、自然に任せていけばますます過密化したり濃度の濃い有毒ガスを排出するようになる。道路が渋滞し混雑する。

そこで公共の福利という観点から、問題解決に向けて不調和・危険因子に対して改変し、人間を中心に据えて、体系的・組織的に働きかける創造し続けることこれが「福祉」である。

これを具体的に効率的に行うには、社会的に位置づけられた制度と練成された技術が必要であるとともにそれが文化として定着していることが求められる、これが「福祉文化」である。

この一連の活動の中で、目に見えるもの形のあるものに働きかけること、これが「福祉環境デザイン」である。

（2）社会保障の基本：

日本の社会保障制度は、社会保険（医療、年金、介護、災害補償）を中心に構築されている。社会保険は、国民や企業が、税や保険料として納めた資金を再分配する制度で、1961年に国民皆年金、皆保険制度が確立され基盤が整った。社会保障にかかる費用（社会保障給付費）は、国際労働機関ILOの基準に即して算出している。社会保障には、所得の再分配とリスクの分散という機能がある。日本では医療保険というリスクの分散機能にはほぼ集中してきた。最近では介護や年金問題が国民的関心を集めている。このように年金と医療と介護は社会保障制度の大きな柱である。日本の場合、公共事業が職を提供して生活を保障するなど、実質的に社会保障の機能を担ってきた。農業補助金や中小企業への補助金、地方交付税なども同じ機能を果たしてきた。つまり生産部門の中に社会保障や再分配機能が含まれてある程度の平等が達成されてきた。高い経済成長の時代には、それなりの機能をしてきたが低成長時代になると公共事業は業界の既得権となり無駄も指摘され、社会保障的な機能も果たしてきた政策もやめるようになってきた。

一方で、生活保障的な機能を果たしてきた家族や会社というコミュニティーも崩れている。これまで公共事業や家族といったコミュニティーなどに代わって生活保障を強化していかないと社会的不安が拡大し混乱が増大する。

これまでの社会保障論議は圧倒的に高齢者中心であった。経済成長期で家族や会社がしっかりしたセイフティネットになっている時は、リスクの中心が高齢者であったが、これからの社会保証制度は、社会保障の改革が求められる。これまでの成長神話を捨て定常志向が限界に来た現在公共事業型から、人生前半の社会保障を考慮

し、医療福祉に重点を置いた方向転換によって機会均等を図る。

低成長期で家族構成が崩れ会社の終身雇用制度も崩壊した現在、リスクが人生の全般に及んでいる。失業率が最も高いのは10代から20代である。所得・資産格差も広がり豊かな家庭でないと高等教育は受けられないなど機会の平等が崩れ人生の共通のスタートに立てない。機会の平等を保障するには自由放任ではなく国が積極的に若年層に機会均等の状況を与える必要がある。教育と社会保障を一体的に考える必要がある。日本の公的教育支出は先進国OECDでトルコの次に低い。

(3) 介護保険法の制定 1996年成立、2000年にスタート。

介護保険の仕組みは、国・地方自治体の税金と将来の受給者となる被保険者の負担によって成り立っている。保険金を支払うのは市町村だが、その資金は、税金から50%、40歳以上の被保険者から保険料50%で構成されている。税金からの負担は国が25%、都道府県25%、市町村12.5%、被保険者の負担は65歳以上の加入者からは18%、残りの32%を40歳から64歳までの加入者が負担する。2005年9月時点で、65歳以上の加入者は2千5百万人、40歳から64歳までの加入者は約4300万人である。

多くの負担や事業への参入に関する議論や討議を重ねた結果、2000年4月介護保険法が施行された。

一方、超高齢化社会を控えて市場は拡大するという思惑から一部の大手企業から中堅・零細事業所なども介護業者としていっせいにビジネスとしてスタートさせた。しかし歴史の無い新サービスとあってサービスを求める側と提供する側でミスマッチも多く各地でトラブルが発生し大混乱となった。

当初は大きな混乱があったものの二年ほどで収束、業界は情報システムの活用で合理化を進めるなど軌道に乗り始めた。その市場に影響を与えたのは介護保険法の改正で2006年4月から現行に移行した。

改正の主な内容は、要介護予防サービスの導入や、施設入居者への食費・居住費の自己負担など。予防サービスでは筋肉トレーニングや栄養指導などを行い、直接の介護給付から「予防給付」への移行を図った。高齢者の自立を促すと共に保険給付の負担を軽減する狙いがあった。

当然これは、サービス内容や市場構造の変化を伴う。特に訪問介護にかかわる企業では収益の大幅減少が予想されたが、現実に2006年の統計数値はこの影響が直接に現れたことを示している。

介護サービスには大きく分けて在宅で介護を行う「訪問介護」と一定の時間施設に向いてサービスを受ける「通所介護」短期間施設に滞在する「短期入所生活介護」「短期入所療養介護」などがある。更に訪問型では「入浴介護」「訪問看護ステーション」通所型では「通所リハビリテーション」など多様なサービスが行われている。

このうち最も事業者の多いのは訪問介護で、2006年10月現在で全国2万9百。2004年に比べて二年間で3300箇所の増加21%増となっている。次いで施設数が多いのは、通所介護サービスで、1万9千3百、2004年比で4600箇所増、訪問介護の事業所を上回るペースで拡大している。

しかし、ビジネスとして厳しい理由は、事業所・施設数が増加している一方で、利用者数に歯止めが掛かったことである。2006年に「予防」の観点を重視した改正介護保険法が施行。軽度の要介護者に対する区分が変更されたことで、増加傾向にあった利用者に変化が生じた。

例えば、2004年9月と2006年9月の月間利用者数を比較すると、訪問介護の利用者数は97万2千人から88万9千人に、通所介護は99万5千人から96万2千人にそれぞれ減少している。団塊世代の高齢化でいずれ利用者数の大幅増が見込まれるにしても、直近の需要不均衡はビジネスの収益を圧迫するのは間違いない。

(4) ノーマライゼーションの基本理念

ノーマライゼーションとは、「障害者も1人の人間として同じ地域社会に住む普通の人々と出来るだけ変わらない生活を送れるようにするという理念」である。1960年代に北欧で起こったノーマライゼーションと言う考えは人にやさしい社会の実現を目指した理念と言える。そのためには、日々の暮らし、住み良い環境において障害がある人でも安心して暮らせるような改善が様々な分野で求められている。具体的には日常生活用品から住宅、道路、公共施設、病院、公共交通機関などが、障害がある人でも使用し、利用できるような配慮がなされること。人間として同じ地域社会に住む普通のものと変わらない生活を送れるようにする理念さらに視点を高齢者から他の人々に目を向けたときに大切な考え方がある。

(5) ユニバーサルデザインと生活

ノーマライゼーションを実現するために、物づくり時に配慮しなければならない考え方としてユニバーサルデザインという考え方がある。人権意識の強いアメリカでは、“全ての人が使用できないようなものは差別である”?ということから、社会に、ユニバーサルデザインの意識が強い。この考えを浸透させるために、アメリカのロン・メイス(1990)は次のような7つのコンセプトを提唱している。(1 公平な利用、2 使う上での柔軟性、3 簡単明瞭な使い方、4 わかりやすい情報、5 ご使用に対する寛大さ、6 軽い肉体的負担、7 接近して使えるような寸法と空間)

ユニバーサルデザインは、全ての人々へのデザインということであり、障害者、高齢者などハンディのある人へのバリアフリーはもとより、どのような嗜好、行動もあり得るということを踏まえた上で、それらに対応することを考えて、日常生活のあらゆる場、空間、製品・装置の設計を進めるということである。これらのコンセプトは、障害者やこども、高齢者、妊婦といった人たちが使う場合も苦痛なく、簡単に使えるように、物や環境のデザインを考える基本姿勢である。つまり21世紀の高齢社会では「ユニバーサルデザイン」を基本理念として、バリアフリー社会を実現するために、「ものづくり・人づくり・住まいづくり・まちづくり」を推し進めていく必要がある。ユニバーサルデザインとは、誰にとっても使いやすいという発想で、あらゆる物がデザインされることである。

(6) バリアフリーの住環境

バリアフリーの意味：バリアフリーは、社会生活、制度、施策、情報分野など、様々な面において障壁を除去する、という意味に用いられている。元来は、建築用語で動線上の障害物を除去する、という意味に使われていた。1960年代アメリカで、身体障害者の物理的障害を除去する意味に広まった。

現在では、社会生活、制度、施策、情報分野など様々な面において障害を除去すると、バリアフリーの基本は、建築の基本でもある。人間の日常生活を安心して安全にする。基本的な日常行動から物理的バリアー・段差を取り除く、動線計画のなかで、障害 精神的・心理的なバリアーを発見して、障害の無い生活の場を造る、障害者も健常者と同じように生きていける生活の場を創造することが住環境設計の基本原理である。

1994年「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)が制定され、老人ホームなどの特別特定建築物に対して、最低限の基準を示した利用円滑基準に適合した設計をすることを義務付けている。2003年4月に改正され、特定建築物の範囲が拡大された。

生活の中のバリアフリー：住環境設計の原理は、人間の日常生活を対象に、人間行動として移動する際に、段差が重要な障害になる、段差の解消法であるバリアフリー化、先ず自力で対応できるか、段差をスロープにする、

器具で対応できる場合、車椅子の移動や昇降機の利用などいろいろな工夫や方法を活用する。

2. 地域社会の住民参加と住民意識

(1) 都市部の人口集中と地域の多様性

総務省が発表した住民基本台帳に基づく2007年度の人口移動報告では、東京圏を中心に都市部への集中が加速していること鮮明になった。都道府県で2006年度に比べて転出超過数が増えた自治体は28に上った。中でも福岡県と兵庫県は、2006年の転入超から2007年には転出超に転じた。企業活動が活発で雇用の需要の強い地域への人口集中が進んでいる。

福岡県の場合、約11万人の転出者の内、3割弱に当たる2万9千6百60人が東京圏へ移動である。東京圏から福岡県への転入者数を差し引いて転出超過数は9千6百人と、北海道、大阪府に次いで三番目に多い。福岡県内でも福岡市は転入超だが、北九州市や大牟田市など周辺都市は軒並み転出超。県の中でも中心都市の人口が集まる傾向がある。

(2) 大都市と地方でも暮らしの魅力

人口減に直面する地方では大都市在住のサラリーマンらの移住への期待も大きい。この動きがどこまで本格化するか占うアンケート調査がある。大都市住民で移住を希望するのは30歳代が一番多い。ほぼ3人に1人の割合である。40歳代は4人に1人に減少するが、「週末などに訪れたい」との回答は36%。こうした世代をどう引きつけるかが地域活性化のカギを握りそうだ。

町村住民は総じて定住志向が強い。20歳代では2割が都会での生活を希望しているが、70歳以上では8割近くの人が「暮らしたくない」。慣れ親しんだ地元への愛着が伺える。

大都市と町村部の住民の双方で、今住んでいる地域に住み続けたいとの回答が目立つのが印象的である。国民性もあるだろうが、地方に住んでいる人も自然環境やコミュニティーのつながりなど、大都市にない魅力を感じていることが調査結果につながっている。

大都市と町村部の住民が両方とも、地域間格差の要因として少子高齢化を挙げているのも注意される。大都市の住民も、地方で今起きている問題を「将来は大都市でも起こりうる」と、直感的に危機意識を抱いているのではない。都市と地方の住民意識はそれほど分断していない。

全ての国で地域ごとの違いはある。都市・地方のそれぞれの良さを伸ばし、それぞれが共存できる政策が望ましい。「豊かな都市、貧しい地方」という格差論に陥らずに、多様性を受け入れる方法を考えるべきである。地方が活性化するために大切な視点が二つある。一つは今あるものを活用すること。農業や観光などをもう一度見直し、活性化する工夫が問われる。もう一つは同質的な発想からの脱却。活性化の共通モデルや最適事例があるような錯覚を起こしがちだが、小規模でも独自色を出して成功する方法はある。

(3) 集中と分散

コムスンとNOVAに象徴される現代社会の課題：急成長する新興企業の怪しさを露呈するとともに現代文明の本質的問題を認識させることになった。対人サービスと地域分散は両立しがたいという、考えて見れば自明の理である。それぞれ介護と教育を提供する企業だが、どちらの場合も、担当できる人の数と一人が担当できる広さは限られている。拙劣な全国展開を図れば無理が生じるのは当然である。

高度のサービスと広域分散の矛盾という問題は残されている。病院や大学を始め、劇場や博物館やホテルや料

理店など、現代人が必要とする文化産業は全て分散がなじまない。経済的に不合理だというだけでなく、分散供給すれば質が落ちるのである。何よりも都市の盛り場は現代生活の不可欠な中心であるが、これは集中そのものが生み出す文化装置である。

介護も子供の補習も、主に家族の負担によって賄われてきた。英語学習熱も芸術文化の欲求も、どの道全国的に低かったから地方暮らしの不便が痛感されることは無かった。地域格差が存在しても、それを計る物差しの精度が鮮明でなかったのである。

サービス産業化の掛け声とともに事態は一変して、大都市集中への心理的な圧力が急上昇した。病院も大学も専門分化が進んで質が高まるにつれて、人材は相対的に減少するから、大都市の総合病院と地方の診療所の差が目立つようになった。芸術文化の場合も、巨大都市でなければ採算の取れる観客数は確保できない。小売業も業種やブランドの数が増えたことから、一式を揃えて魅力ある盛り場を養う人口は増える一方である。

21世紀の問題としてみると、住民の地方分散は環境保護の点でも困難が多い。広域にわたる大量の物流、長距離の通勤や通学は当然エネルギーの消費を増やす。電力も送電線が延びればロスが出るし、道路や鉄道の建設は常に環境を破壊する。

（3）「限界集落」崩壊の影響の大きさ

限界集落：65歳以上の高齢者が半数を超え、冠婚葬祭ができないほど共同体の維持が限界に近づいている集落、現在全国に3,256ヶ所、1999年から7年間で191集落が消滅した。

水源の里協議会 京都府綾部市睦寄町古屋集落 40年前は55人住んでいたが今は7人、65歳以上が6人

「限界集落」の典型 日本経済新聞2007.11.5から「広角鋭角」が伝える日本の過疎の現実は、

- ①諦める住民、行政が鼓舞 特産品開発、ツアーも企画 京都府綾部市
- ②手作りで建設した村 都市部住民が元気運ぶ 山形県鶴岡市
- ③耕作放棄地を農地に ボランティアの手で再生 山梨県北杜村
- ④面積に9割が山林の町 地域資源生かし一歩ずつ 高知県大豊町
- ⑤活況「葉っぱビジネス」 競い合い元気生み出す 徳島県上勝村
- ⑥高齢者が棚田復活 地元の人の輪“収穫”に 長野県小谷村

住民の減少と高齢化で祭りや道路清掃などができなくなった「限界集落」が全国で増えている。山間地での集落で人の姿が消えると、山の荒廃や田畑の放棄が進み、里山の生態系も進む。打つ手はないのだろうか。

限界集落は、65歳以上の高齢者が半数を超え、冠婚葬祭など共同体の機能の維持が難しくなった集落のこと。大野晃長野大教授（山村環境社会学）が「過疎という言葉では伝えきれない深刻な事態を表したい」と提唱した。

国土交通、総務両省の集落状況調査では、2006年4月時点で3256集落がこの定義に当てはまる。前回調査（1999年）から7年間で191集落が消滅。さらに2643集落が将来、消滅する恐れがあり、うち423集落は10年以内に消える可能性がある。

高齢者ばかりが残った集落の暮らしは年々厳しさを増している。バスなどの公共交通機関は廃止され、通院や買い物は片道数千円のタクシーが頼り。自治会が解散した集落では夏祭りや集会が出来なくなった。野菜を作っても消費地に運ぶ手段が無く、捨てたり堆肥にする農家もある。

影響は生態系、更に下流域に及ぶ。水田が耕せなくなれば、やがてカエルやホタルがいなくなる。間伐が行き届かない山林は本来の保水力を失って沢や湧き水が次々と枯れ、逆に大雨の時は鉄砲水や土砂崩れが起きる。高知県の仁淀川や物部川で鮎やシラスの不漁が続くのも、上流の山が荒れ、川や海に流れ込む栄養分のバランスが

崩れたためとみられている。

また、財団法人・農村開発企画委員会の2005年の実態調査では、衰退した集落を抱える自治体の24%で、耕作放棄地への粗大ごみ・産業廃棄物の不法投棄が見られる。

国土利用の面でも、現状は極めて不均衡である。総務省の統計では、2007年3月、東京、名古屋、関西の3大都市圏の人口が全人口の半数を初めて超えた。農山村の空洞化は食糧自給率の低下にもつながる。

対策に乗り出した自治体もある。京都府綾部市は4月、全国でも珍しい限界集落の振興を目的とした「水源の里条例」を施行した。集落人口を少しでも増やそうと、市街からの定住希望者に空き家を紹介、最初の年は月5万円を給付して生活を支援する。高齢者の生活の足を確保するため、徳島県上勝町や新潟県上越市などは「ボランティア輸送」を導入した。事前登録した市民やNPO法人が自家用車などで送迎し、運賃をタクシーより安く抑える仕組みである。

関係各省も来年度、施策を打ち出す。農林水産省は、急傾斜の田畑など耕作条件の不利な中山間地の農家に交付金を出す「直接支払制度」を拡充し、近隣の限界集落を支援すれば増額する方針・国土交通省は、限界集落の活性化を促す初のモデル事業を始める。

限界集落に至る過程には後戻りできない「臨界点」がある、というのが小田切徳美明治大教授（農村政策論）の説である。各地の実態分析によると、集落の壮年人口（30歳から64歳）が4人を切ると、どんな対策を打っても効果がないという。限界集落条例を作った綾部市も「集落の住民の中心は70-80歳代。このタイミングを逃したら手遅れになる」と焦燥感をにじませる。

限界集落の出現は、これまで耕地や居住地を拡大し続けてきた人間活動が、縮小に転じる転換点と見ることも出来る。人口減・高齢化時代を迎え、バランスの良い国土利用はどう在るべきか。政府が大局的な視点で展望を示す必要がある。国土全体の開発のひずみの結果ではないか。

(4) コンパクト・シティ

先行するアメリカやヨーロッパで「都市の在り方を考える」「都市の適正規模の考え方」など都市計画や街づくりの理念や在り方を示す言葉。住宅や店舗、公共施設など様々な都市機能を街中に集中させる、マイカーに拠らず、公共交通機関や徒歩で用が足せて誰もが安心して暮らせる優しい街である。地球環境保護の関心が高まったことに伴い、90年代にEU諸国に広まった。米国で1970年代に郊外への都市拡大に歯止めをかける考え方として台頭、欧州連合が1990年代に持続可能な都市造りの好例として推進した。日本では2006年に改正された「街造り3法」の一つである「中心市街地活性化法」で、市町村が中心市街地の人通りや商店の販売額など数値目標を盛り込んだ基本計画をつくり、国が交付金や補助金などで優遇する仕組みが設けられた。青森、富山など計18市の計画が国の認定を受けた。

コンパクト・シティの街造りをいち早く採り入れ、中心市街地の活性化に成功したのが青森市である。空洞化対策に悩む全国の自治体関係者が続々と訪れている。同市都市計画課によると、2006年度に受けた視察・見学や講演依頼などは計110件にのぼった。

お手本はJR青森駅近くの「まちなか」にある。市民図書館と生鮮市場、若者向け専門店などが同居する再開発ビルが2001年に完成。側には買い物かごのそぞろ歩きが楽しめる回遊型広場を設けた。2002年以降に市中心部で建設されたマンションは計約900戸と急増した。市も郊外の古い市営住宅を閉鎖して中心部の民間賃貸住宅を借り上げるなど入居者の「街なか居住」を進めた。中心市街地の人口は1995年2,717人から2005年に3,185人と増加し、1980年代の水準に回復した。

コンパクトシティーは欧米で生まれた都市計画の概念である。都市機能を余り分散させずに行政サービスの効率を高め、環境への負荷も低減させる狙いがある。郊外に住むと、通勤でも買い物でも自動車の利用が多くなる。まちなか住居は環境・資源問題にも有効というわけである。

日本でも、路面電車など公共交通を充実させる富山市の政策には、環境面を重視した欧米の影響が見られる。しかし国内のコンパクトシティー政策は、限られた財源を中心市街地の再開発に重点投資して「まちなか」に住民を誘導しながら全体としては縮小均衡を目指すものが多い。

（5）地域の魅力の発見

地域のよさの発見と伝統の伝承の仕組を考えてみよう、地域の特性とは、地域の人々が地域力の発揮を如何に発揮するかである。世界保健機構の基本的な要件「安全・健康・快適・便利」と福祉の関係は、地域の日常生活と地域に住む人々の健全性と安全性を基本とする。

人間にとって住む土地の魅力をつくるものは何か、それが面白い土地でありよその人に自慢できるということではないか。かつては、工場誘致で今はスポーツのチームをわが町に誘致し、なぜ住民は応援するか競技の中身に格別郷土色があるわけではない、自分の街の名を負ったチームを応援するのが面白い。

土地を訪れる観光客の関心も変わった、派手な遊興施設や買い物よりも、その土地に由緒ある物語や歴史があることが旅行者をひきつける。そこでは、ものについて語られる事が、モノの実質よりも大きな意味を持つ。そういう社会では、人は自分自身が語られ、自分自身の住む土地が語られることに特別な満足を味合うのである。その意味で地域からの情報発信は今ほど重要になった時代は無い。それは地域に意味を与え、そこに住むことの価値を増やし、言わば地域の内容を生み出すことに他ならない。

新聞などのマスコミも、従ってこれまでにない新しい役割が生まれたといえる。地域に対して外の情報を与えるだけでなく、地域の情報を外に伝えて地域住民に誇りと自信を与える使命がある。

そのための戦術として賢明なのは、残念ながら政治経済では太刀打ちできない、地域よりより多くの文化振興に重点を置き、文化的な情報の発信を優先することである。学問、芸術、スポーツ、歴史の分野なら数量的な差は問題にならない。

具体的には、・・・・・・・・・・。

台風常襲地であり地震国日本の自然災害の備えは、防災安全を考えることが、日本の住まいでは必修の条件である。しかし、最近の日本の地震被害の状況は、必ずしも国民や住民に対して安全に住む土地でない。毎年各地で発生する水害、特に都市水害の構造は人工物の集積地である都市のハードが問題であり、その備えとして対策を立て避難をするソフトの問題でもある。

（6）萩に住んでいる人々自ら造る街造り

萩とはどのような街か、萩の街の印象 自己選択・自己決定の福祉を考えると

中学生のころの思い出 50年ぶりの萩 住み生活しての状況 イタリアのベネチア デルタの中の生活の営は人間にとって、住む土地の魅力を感じるものは何であろうか。

それが面白い土地であり、よその人間に自慢できることではないか。

土地を訪れる観光客の関心も変わったという、その土地の由緒や物語があることが旅人をひきつける。

そういう社会では、人は自分自身が語られ、自分自身の土地が語られることに、特別な満足を感ずるのである。

萩の街のこれから：地域の歴史と伝統を誇りを持って語る⇒生活の地域の物産を育て育み楽しむ⇒市民の地域

力を結集して⇒豊かな自然環境と静かな佇まい⇒ゆっくり流れる時間を享受してスローライフを楽しむ⇒成熟社会に地方から光を⇒文化情報を発信する

3. 高齢社会の福祉住環境の構成

(1) わが国の高齢化の進展

日本の高齢者人口の割合は人口学的人口構成として65歳以上の高齢者が7%を超えた1970年、14%を超えた1994年、21%になった2007年は超高齢社会への突入を意味する。即ち2007年21%で百歳以上は3万人、80歳以上が700万人である。

高齢化の別の見方：人口問題に詳しい元国土次官下河辺淳によると、日本の人口の内高齢の上位10%を高齢者と定義すれば、1970年代は六十歳であったが、1970年代には七十歳、2015年には七十五歳になるという。周りを見ても今の七十歳は肉体的にも精神的にも元気な人が多いでしょう」と労働人口の減少する現在、どちらの見方がより合理的か検討してみる必要がある。下河辺淳（国土庁次官）の高齢化人口の考え方は。

この急激な高齢化の進展状況は、年齢別人口構成の高齢者の比率とその経年変化を日本と欧米の違いを比較すると日本の高齢化の経年変化は世界で最も高い水準の高齢社会になっている。高齢化の進展に伴い検討すべき課題は多い。高齢社会の生活と住まい、バリアフリー街造り、社会保障制度の再構築、年金・医療・介護を社会の仕組の中に如何に実体化するか。高齢者の安全や災害に対する被災度・被災率 高齢者の置かれている状況を検討してみても状況が、如何に重要かわかる。

(2) 高齢者・障害者の心理、行動 プライマリーヘルスケア

福祉住環境を考える場合に、高齢者の身体機能を理解する必要がある。高齢者の身体機能の特徴を以下5点について高齢者の特徴をみよう。

- 1) 視覚機能の衰え 近くのものに眼の焦点を合わせる、動いている物に焦点を合わせるのが難しくなる。また、明順応や暗順応が難しくなり、視野（特に前方上方視が困難）や色覚の問題がでてくる。
- 2) 聴覚機能の衰え：聴力が衰えることと、甲高い声が聞き取りにくいなどの結果、大きな声で話すようになり、それにつられて周囲の人間の声も大きくなり、お互いに会話するのにエネルギーをさくことになり、疲れてしまう。また、聴力の関係から会話に加わりにくくなり、周囲の人間から疎外されがちになる。
- 3) 身体機能の衰え：歩く、昇る、降りなどの移動能力の低下、さらに俊敏性や平衡感覚の低下、物を持つ、つかむ、おす、引っ張る、回すなどの手指の操作性の低下などの身体諸機能の衰えにより、日常生活の行動にかなり支障がでる。
- 4) 知的機能、記憶機能の低下：一般に知能テストなどの成績が60歳くらいから低下する事が知られている。特に動作性知能といって、図形の弁別、規則性の発見など、図形や空間認識の刺激に対してスピードを要求される情報処理能力が低下すると言われている。一方、言語性知能といって一般常識、語句の意味、計算などの知的機能は比較的よく保たれている。また、記憶には短期記憶（刺激提示から数秒～数分程度の記憶）と長期記憶（それ以上の長い間の記憶）があるが、高齢者になって低下するのは短期記憶と言われている。そして記憶には覚える（記銘）・持ち続ける（保持）・取り出す（再生）の3つのプロセスがあるが、老人性痴呆の症状の「記銘障害」は、今聞いた新たらしいことが覚えられないという記憶機能障害である。
- 5) 心理機能適応能力の衰え：以上のように、高齢者の心理、身体的の衰え方から、若いときに較べると環境にたいする心理的適応能力が低下することが考えられている。

生活の中の基本要素

安心⇒安全である（怪我をしない、病気にならない、住まいの価値の減失がない）秘密が漏れない・管理やサービスを任せられる。

⇒安心できる、維持管理が容易である、情報が保持できる。身体にフィットする、無理をしないで使える。

エラーやミスをしないで使える。怪我をしないで使える。事故が起こらない。

健康⇒住んでみて、使っていて、疲れない・病気にならない。有害物・有毒物が使われていない。健康が推進される。

快適⇒不潔でない・使っていて恥ずかしくない。自分好みのデザイン・使ったときの快感がある。自分だけが持っている満足、優越感、奉仕してもらっているという感じがある。

便利⇒機能的で使いやすい、便利な機能がついている。どこで入手できるか分かる、すぐ手に入る。組立設置、分解、修理も自分でできる、困ったときのサービス体制がある。ゴミで捨てられる、リサイクルできる、ライフスタイルに適合している。

（４）最期は自宅 終の棲家 福祉の土台 高齢者の安心住い造りを考える

伝統的な日本住宅はバリアフリーの住まい

萩という地域の特性をどのように活かすか、歴史的な伝統や地域に伝わる慣習

新しい技術や考え方との協調、若い世代と高齢者とのコミュニケーション

デンマークの試みと日本の現実：1987年、全室個室の特別養護老人ホーム建設を止めて、代わって高齢者向け賃貸住宅の建設を始めた。1人用でも、2部屋と広めの浴室を持つ50㎡以上のバリアフリー住宅が標準。体が不自由になっても自宅で介護を受けやすい。そうした低層の集合住宅を交通の便利なところに建てている。外出しやすい場所を選んでいるのは、お年寄りたちに家にこもらず社会に参加してもらうためである。そうすることで出来るだけ長く自立した暮らしを営んでもらうのである。

介護保険が始まった日本でも、在宅福祉が進められ国民が歓迎している。しかし、肝心の家が貧しければ介護の効果が挙がりにくい。バリアフリー化は持家で3%、民間賃貸住宅で0.3%と心細い。

（５）地域社会の隣人関係 21世紀のコミュニティーに向けて5つの提言（福岡都市圏都市問題委）

「なぜ地域コミュニティーなのか」という根源的なところからひり起して、望ましい住民連携の姿、行政や企業とのかわりなど、地域コミュニティー形成への指針になればと願いが込められている。主役は住民、21世紀の地域づくりの行方は、住民ひとり一人の行動に掛かっている。

1) 地域に目を向けよう

⇒都市圏は都市ならではの快適な生活が楽しめる一方で、「隣人喪失」といわれるほど人間関係が希薄化、個人が孤立している状況がある。介護や子育て、災害など困ったことが起きたときどうするのか。声を掛けてくれる近所の人がある、相談できる人がある—そんな支え合う地域社会が求められている。

2) 多様な住民連携で支え合う関係を

⇒自治会、子ども会、老人クラブ。高齢者や障害者を支援するボランティア仲間、子育ての悩みを語り合う育児サークル、留学生と交流するグループ、街づくりを模索する研究会。地域に様々な団体・グループがある。それらは会社員、学生、商業者、農業者、主婦など多様な暮らしをしている都市型地域社会の裏返しである。一律にくくれない地域社会であるからこそ、課題やテーマに沿って住民が集まり、情報を共有し行動が必要

なときは立ち上がるというパターンが増えている。様々な住民連携が地域を元気付ける。

3) 連携のための拠点の確保と地域バンクの創設を

⇒住民が集う場を多く確保し、身近なところに設けることで、多様な住民の地域活動が保証される。公民館がその役割を果たしているが、空き店舗、空き教室、空きオフィスなどの積極的活用も考えられている。また、地域に貢献できる人材と地域に関する情報を蓄積した「地域バンク」の創設を提案する

4) よき企業人、よき地域人に

⇒企業人の地域社会での役割が問い直されている。企業人でありと共に地域人であることに心を砕く。一方、町内会の役職などを引き受けた社員の給与に地域役職手当を盛り込んだ地場企業もある。

5) 住民主導で行政と協働関係を

⇒住民と行政の関係が変わりつつある。行政主導の街づくりが住民の理解を得られず、住民主導で街づくりの提案がされて福岡市南区の長丘中公園と治水池の整備が代表例といえる。この時に試みられたワークショップ方式が広がりを見せている。

4. 福祉街づくりの歴史的背景と街づくりの実践

(1) 国土計画・都市政策・住宅政策 国土計画と住宅政策

福祉社会の街づくりとは：「これまでの街づくり」とこれからの「新しい街づくり」を考える。

全国総合開発計画⇒国土利用計画 国土交通省は戦後の開発行政の指針となってきた全国総合開発計画を廃止して、2006年に始まる新たな国土利用計画の概要を纏めた。(朝日新聞2005.1.30) 今後の社会資本の整備は、既存施設・設備の有効活用を掲げ、脱開発型に改める。新計画は、「全国計画」と「広域地方計画」の2本立てとし、地方が計画造りに参加する仕組みも導入する。中央官庁主導による開発型計画から、低成長・人口減少時代に対応した国土利用への政策転換を目指す。

国土利用計画：脱開発へ「全総」廃止 国土交通省方針 地方参加を導入

主な理念は、①開発基調型から成熟社会型への計画転換 ②新規投資拡大から既存施設の活用へ ③国・官庁主導の開発から地域・民間主導へ である。今後の社会資本の整備は、既存施設・設備の有効活用を掲げ、脱開発型に改める。新計画は「全国計画」「行為貴地方計画」の2本立てとし、地方が計画造りに参加する仕組みも導入する。中央官庁主導による開発型計画から、低成長・人口減少時代に対応した国土利用への政策転換を目指す。

(2) 街造り三法（都市計画法 大規模小売店規制法 中心市街地活性化法）

市街化調整地域：中心市街地の空洞化と市街地の拡散スプロール化 「わが街にぎわい再び」郊外の大型ショッピングセンターに客を奪われ「シャッター通り」と化する地方の商店街が増える中、一部の商店街が街づくりや地域起しの役割を意識し始めた。大型小売店の郊外出店を規制する一方、中心市街地の再生を目指す「街造り三法」の改正もキッカケの一つ。その多くは食文化や特産品など地域の資源や魅力を再認識し、農業者やNPOなどと連携しながら、賑わい再生に取り組んでいる。

新しい福祉の在り方 福祉街造りの基本単位を考える：一つの中学校の校区内にどのくらいの人が住みどんな福祉サービスがあるのか。厚生労働省では今、新しい地域福祉の在り方を検討している。

全国に中学校は1万992校あり、1校当たり1万1623人が住む。この中に高齢者が2335人、介護の必要な人が385人、障害者が734人含まれる。

自治会・町内会は16～17、民生委員らは21人、老人クラブ会員は730人、ボランティアは671人いる。公民館が

1.6箇所、交番が1.2箇所ある。

公的サービスは診療所8.9箇所、訪問看護ステーション1.9箇所、保育所2箇所、ヘルパー12人。ここで医療に29億円、介護に約6億円が投入されている。

小学校や中学校の校区は、お互いの顔が見える単位である。ここを拠点に住民がもっと公的サービスに関わりを持つようになれば、確かに福祉は変わるに違いない。

地域の助け合いが在れば、引き籠もりや家庭内暴力、高齢者の徘徊、孤独死など、公的サービスでは、十分に手当てできない問題にも、モット対応出来るはずである。

各地で動きも出てきた。大阪府豊中市では今月、小・中学校校区で福祉に取組む人たちが「校区サミット」を開催した。団塊の世代が地域に戻り始めた。福祉の財源はギリギリだが、新たな視点で地域を見直せば、これまでとは違った社会の姿が描けるかもしれない。

（3）新住生活基本法の狙い

新しい住宅政策の実状：戦後の住宅政策 量の充足 量から質への転換 質の内容を検討する ウサギ小屋
一世帯一住宅 ⇒ 一人一部屋 ⇒ 居住水準の経年変化 戦後、わが国の住宅政策の主眼は、住宅の建設に置かれ「一世帯一住宅」の確保が大きな目標とされ「住宅建設五カ年計画」が策定実施されてきた。その結果、1973年には目標が実現され2003年の統計によると、総住宅数は約5,400戸で、総世帯数は約4,700万世帯。差し引きすると約700万戸が空き家となっている。住宅を取り巻く環境は大きく変わり、少子高齢化の急速な進行、人口や世帯数の減少、地球規模で進む温暖化への対応など新たな課題が浮き彫りになっている。こうした中で、新住生活基本法が制定された。基本法の重要な視点として四つの理念を挙げている。ストックの重視・市場重視・福祉、街づくり等関連する施策分野との連携・地域の実情を踏まえたきめ細かな対応である。安全性の高い街づくり、住宅流通市場整備にも力を注ぐとしている。

- 1 国民がそれぞれのライフスタイルに応じて生活の豊かさを実感できるように
- 2 地域の気候・風土のみならず歴史文化に配慮して
- 3 国民・事業者・行政が協働して推進していくべきである

住宅・学校・病院の耐震性 社会基盤としての住宅の耐震性の現状：防災白書によると、日本の住宅ストックの内、新耐震設計基準を満足しているものは約4分の3で残りの1,250万戸は既存不適格建築物である。新住生活基本法によると、国土交通省はこの75%の耐震性を10年以内に90%にする数値目標を掲げて、全国に耐震診断と耐震補強を促進するように都道府県に勧告している。

（4）福祉街づくり事例 鷹巣秋田 NHK 2007.4.23

1990年（平成3年）に42歳の岩川徹町長は、人口2万人の林業と農業の町・シャッター街、3人に1人老人の街に福祉街づくりを構想し実践した。全室個室で80人の高齢者が暮らす12畳の広さ ケアを受ける人の1日の生活は、一人一人の生活パターンによって進行する。例えば、朝5時に起きた人は、朝のケア・洗顔トイレ化粧をして、7時半に朝食、メニュー自由で個人の好みに合わせて選ぶという風に。個別ケアには、80人の老人に46人スタッフが行きそこで介護のプロが育てていく。介護の技術と考え方はデンマークの組織を参考にし、鷹巣が築いた福祉の水準 公共福祉 平成10年 介護法 スタッフ56人で約1億円の予算。生活を支えるシステム 高齢者のシステムを守るシステム、空き家利用 グループホーム地域の老人を集め共同生活など具体的には、築30年4つの部屋 ケアタウンの目指したものを地域でやる。このモデルケースは、介護行政の改革や仕組、福祉の基

準を考える上で多くの示唆と教訓を示している。

(5) これからの街造りの方向性

これからの街づくりの方向性は住民参加を積極的に推進し、住民が主体的に関係ある課題に関わり建設的で説得ある提言をして良い住まいを求める。行政の対応は単に、既存の規制をチェックして抽象的な中立性・客観性を求めるのではなく、真に住民の立場に立ってその場が現在から未来に向けて在るべき姿を描き、住民とともに新しい健全な街を造り住まいを造る、その支えであるべきと考える。建築家は、依頼主である施主の意向を十分に斟酌して住宅の設計に当たり、専門性を有意義に活用して施主の意向を如何に価値在るものに昇華させるかにプロとしての意志を反映することが求められる。デヴェロッパは、商業主義に偏せず、住いの何たるか、地域に相応しい住いの場を公共の立場に立って提供する役割の重要性を忘れてはいけない。

街づくりとは、住まいが群としての住まいとなり、人々が共生する、ともに生きていく場を創造することである。街づくり、住まい作りに携わる人々は、常に何が問題化、対象の目的が価値観の共有を出来る形に創造されることを求める。なぜか。宅地・住宅・団地の開発は現在から将来に向けて生きていく子供、孫、子々孫々にも住み続けることが出来る空間を提供する意義を十分に認識すべきである。基本的原理的に、住まいとは、日常に非常時に健全で快適で安全であることが求められる。

5. 福祉住環境デザインの教育理念

(1) 新しい大学の理念と考え方

福祉系の新しい大学の基本理念は、1) 地域連携と国際化に対応したコミュニケーション能力の育成、2) 基礎的な専門性と一般教養を備えた人格の形成、3) 成熟社会の福祉環境をデザインする企画・設計・施工のスキルの修得、である。高齢化した成熟社会に対応して、求められる福祉環境デザインの意義を修得するには、人間の日常生活における行為に基づいたライフデザインと福祉社会・福祉文化の教育の方針と理念を十分に咀嚼したりベラルアーツを重視した一般教育と総合性と相互性及び分野のクロスオーバーから展望できる専門教育を修得する。福祉環境デザインに求められる人材の養成として、福祉社会の生活文化と生活技術、社会と時代が求める人材の養成が重要な要点である。教育と就業の一致と実社会の適合した学校教育としてキャリア教育はインターンシップや研修制度を重要視する。

(2) 学部学科ライフデザインの目標

ライフデザイン学部は、社会福祉士を目指すカリキュラムを基調とし、「子ども生活学」・「福祉心理」・「健康スポーツ」・「福祉環境デザイン」の4つの専門エリアを設けて、総合的かつ専門的に生活の現場で活躍できるライフデザインの実践者を育成することとしている。

これからの少子高齢社会における福祉の在り方を考えたとき、福祉環境デザインコースにおいては、生活の基本は日常生活における住まいにあり、各ライフステージにおいて、どこにどのような形で住むかという課題は大きい。福祉の立場から、その住まいを住宅や福祉施設に留めず、都市の居住環境、街造り、都市景観も含めて、より快適に、より便利で、しかも美しくデザインしていくための機能性と感性を迫及する人材を育成することにしており、特に生活環境や街造りについて福祉の面から積極的に提案することができる建築設計の場の活躍が期待できる。

(3) 福祉環境デザインという考え方

社会デザイン：これからの福祉環境デザインは 三つの基本的なフレームに基づく。

- (1) ノーマライゼーションを基盤にした日常生活レベルで高度に高齢化した社会での安心安全を基調とする
- (2) 異文化社会の人々と地域との連携、各世代間の人間的な交流と環境対応の地域社会の形成を目指す
- (3) 福祉環境を創造する科学と技術 基礎と応用の融合 専門性を実践に有効に活用する

ノーマライゼーションの起源と発展：どのような障害があろうとも一般の市民と同等の生活と権利が保障されなければならない。という理念に基づいている。これはデンマークのB. ミッケルセン、B. ニルジェによる。ノーマライゼーションは障害者などの限定することなく、すべての人が基本的人権を尊重されながら、自己選択と自己決定に基づいて社会で生活できること、と現在では考えられている。

ユニバーサルデザインのブレークダウンと実践：建築や住環境で段差を無くして高齢者や障害者に支障ない環境を創出する。人間の身体的な特性と精神的心理的な特性を考慮した居住空間の企画と設計をするための専門的な教育をする。伝統的に培われた住まいづくりの技術と方法に現代社会の科学的な立場からの考え方を融合して、日常生活を安全・健康・快適・便利の標語に象徴される考えを空間構成と人間行動に反映できる住宅を創造する。

(4) カリキュラム 福祉住環境デザインの教育理念

従来の住まいや都市の構造は、健常者中心の生活や活動を基本に、その形態や機能や仕組が考えられてきたが、高度高齢化社会においては、人間行動の原点に立ち返ってハンディキャップを持つ高齢者や障害者にとっても、使い安く、簡単で便利で安全な営みを保障する理念として、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの概念を取り入れた住宅や施設の供給が求められている。都市で生活する高齢者は、家庭に留まらず積極的に市街地での活動を容易にするために、ノーマライゼーションの理念の下に、ハードな施設整備から、近隣の人間関係の連帯化と自助・公助に共助の精神から、よきコミュニティーを形成して、都市地域と一体密着したまちづくりの上での住環境教育を考え、地域のあらゆる階層の人々と世代間の交流を通じて住まいと連体を学んでいくこととしている。

1年次に建築学概論、建築史、高齢者福祉工学、建築人間工学、測量学などの入門的・基礎的科目を開設し、2年次に構造力学の概論、建築構法、建築基礎構造、木質構造、建築材料学実験の講義及び実験、演習を行うことにより専門への素養を涵養する。また3年次及び4年次においては、建築設計、地盤工学、技術者倫理、都市環境管理学、建築施工生産（積算を含む。）等の授業科目を開設してより高度の専門性と実用性を重点的に教育し、1・2年次での講義・演習及び実習を受けた内容を具体的に咀嚼して、より実社会に適合する職能を身に付けさせる専門学習と実習を行うこととしている。

以上大学の福祉環境デザインコースの特色としては、

- 1 専門教育科目において、基幹科目として社会福祉士の養成を位置付け、それをベースに福祉環境デザインとして必要な知識・技能等を習得させることでユニバーサルデザインとしての、住まいづくり、まちづくりを考え構築することのできる建築士を育てること等が挙げられる。
- 2 また、将来的には社会福祉を基本とした福祉住環境コーディネーターなどの資格を目指すことができる人材の育成や卒業後に予想される進路として設計事務所、住宅メーカー、福祉機器メーカー等で建築士としての活躍に期待ができる。ライフデザイン 生活設計 高齢者のための人生設計 福祉社会のデザイン

- 3 福祉住空間の内部のインテリアデザインから都市空間の中で施設や移動空間のバリアフリー化などを通して、高齢社会におけるノーマライゼーションの概念を具体的に日常生活で実践できる福祉と建築の専門性を兼ね備えることにより福祉社会により順応できる専門家の養成を期している。
- 4 地域社会のコミュニティー コミュニケーションの重要性 学生と教員と住民の相互交流 お互いが地域の住民で支えあう社会 学生と共に教員が一体となって新しい大学を創造する 大学の新しい姿を演出する 世代を超えた共同体社会の形成 教員の個性と学生の新鮮な意欲を活性化し顕在化し実現する
- 5 キャリア教育 インターンシップ 実務職業教育 実践的教育 生涯教育 社会人教育 人間的な個性を通じて社会に貢献する方法を実践する 教育の課程で実社会での訓練を重要視するキャリア教育を入学時から全学年で行いと共にインターンシップを実施して教育内容と実社会での問題を学習理解し問題の所在を発見し問題解決へ向けての糸口を探る。

以上の理由から、山口福祉文化大学ライフデザイン学部ライフデザイン学科福祉環境デザインコースの2級建築士受験資格申請が認定された。

(5) 福祉住環境デザインの専門家養成

高齢者・障害者のための生活設計 福祉住環境を考えた住まい造りが「時代と社会の要請」である。そこでは、人にやさしい住まい造りのためには、日常生活に基づかなければならない。最近では、更に進んで、人間の日常生活から住まいの周辺を含んだ街造りという分野を含む。すなわち、福祉住環境とは、「私たちの暮らしを豊かにする場」を造ることである。具体的に言うと、「安心・安全・快適・健康・便利」と言った条件を備えた“住まい造り街造り”である。そのベースにあることは、「人間の特質」と「生活の特質」である。

「福祉住環境デザイン」を全面にだした街づくりが必須のこととなってきた。次のような理由が考えられている。新生活基本法が制定され、福祉社会における住まいに関する関心が高まったこと、高齢者の増加に伴い、生活の場がより重視されるようになってきたこと、日本人の生活が安定し、価値観も多様化し、安全・安心だけでなく、健康・快適にも注意が払われるようになってきたこと、個別家庭化などライフスタイルが多様となり使い手一人一人の生活を踏まえた住まい造りをしないと、WHOのプライマリーヘルスケアされなくなっていること、欧米の人間中心の豊かな暮らしぶりに触れる機会が増えてきたこと。

これらの理由により、今後は日本においてもますます人に優しい住まい造り街造りが重要視されてくると考えられる。そのための人材の養成が日本には必要である。

人間の特質を考える技術を“人間工学”といい、生活の特質を考える技術を“生活科学”という。

そしてこの両者と住まいの方法・建築を併せた技術が“福祉住環境デザイン”といわれるもので、その基本にあって「住まいの基本」を考え「街づくりの基本」を展開する。

このような社会と時代の要請に応える福祉環境を創造する専門家の要請が待たれている。これまでは建築の設計や住宅の企画、都市計画の立案や基本設計をする専門家の養成は主として建築学科や都市工学科などで養成されて来た。高度成熟社会では、単に建築設計の専門、都市計画の専門家、建築住宅の専門家という概念ではなく人間中心の生活の現実の即した人間行動に対応できる住まいや街造りが重要な課題となってくる。それに答えるためには福祉の立場、ノーマライゼーションの概念に基づく福祉空間デザインの出来る素養を備えた教育と実践的な訓練によって培われる人材が必要とされる。人間工学的な立場から機械とか装置だけでなく人間が生活する空間をデザインすることが高齢化するこれからの社会では重要な課題であり、福祉環境デザインはそのような専門的な知識と情報で教育された有能な人材を社会に提供できると期待される。

参考文献

- 1) 多賀直恒：「福祉社会の街づくり－社会福祉と街造り－」公開講座山口福祉文化大学 2007年12月8日
- 2) 広井良典：「新社会のデザイン」2006.7.21 朝日新聞
- 3) 藤本尚久編著：福祉空間学入門、人間のための環境デザイン、鹿島出版会 2006年10月¥2600.
- 4) 日本国の憲法60年「生存権崩れゆく一線」朝日新聞
- 5) 「社会保障のあり方懇」最終報告、読売新聞 2006.5.27
- 6) ベンクト・ニイリエ（河東田博他訳編）：「ノーマライゼーションの原理・普遍化と社会変革を求めて」2004年5月現代書館¥1800
- 7) 07年移動報告：人口の都市部集中加速、日本経済新聞、2008.1.26
- 8) 列島ビジネスピックアップ：大都市30歳代に多い移住派、日本経済新聞 2007.12.24
- 9) 山崎正和：提言異論私見・フォーラム東海「地域は文化情報発信を 誇りをかけイメージ高めよ」1994.2.5
- 10) 希望社会の提言 朝日新聞社説 2007.10.29 1 連帯報福祉国家
- 11) 日本経済新聞「都市と地方」2007.10.29－11.3 （均衡ある発展）異なる現実
- 12) 有田浩子：福祉の潮流2007「第二のコムスンを生まぬために」NHK福祉セミナー10－12、104－105
- 13) 「これからの街づくりを考える」都市の再生を考える
- 14) ワーキングプアⅢ NHK 2007.12.16 総合21：15 E T V 社会保障 貧困率 格差 所得の再分配 リスクの分散
- 15) 高倉正樹：2643集落消滅の恐れ、読売新聞日時不詳
- 16) BE-report：コンパクトシティーで再生：朝日新聞 2007年10月6日
- 17) シンポジウム－『「安心」はつくられるか－年金・介護・医療の行方』明日の暮らしを見つめる社会保障の理想を探る 2004.11.16 朝日新聞
- 18) ガイヤの夜明け：「介護サービス、制度と市場」2007.8.5日経 ⇒ 介護ビジネスの歩みと現状の概観
- 19) 社説「終の棲家 福祉の土台が心細い」2004.9.14
- 20) 社説「まちづくり 郊外から街中へ」2005.5.1
- 21) 社説「災害と高齢者 新潟の経験を全国へ」2007.2.16
- 22) 窓編集委員室から「小中学校区を福祉の拠点に」
- 23) 貝原俊民：自治体格差「東京都心3区を国直轄に」
- 24) 列島360° 特別編「限界集落再生の道は」朝日新聞 2007.10.21「水源の里シンポ」全国から850集う
- 25) 大野晃：私の視点「限界集落」山の荒廃防止に税投入を、2007.3.19オピニオン朝日新聞
- 26) 総務省統計局「平成15年住宅・土地統計調査速報 結果の要約 平成16年8月30日
- 27) NHK 2007.11.8 朝6時 第一放送 限界集落 国土交通省調査 全国に6万2千集落 423集落は消滅 2200集落は寸前 濃い冷夏率 75%以上 682集落 1700集落
- 28) 広井良典：オピニオン◎私のメディア批判“分野を超えた「クロスオーバー」を”、誌名不詳
- 29) 社説：「新たな福祉文化を」介護保険1年、2001年3月31日 朝日新聞
- 30) 介護保険3市の模索「制度を超えて独自の取組み」福祉充実選ぶ時代、2000.5.4 日本経済新聞
- 31) 森貞述（愛知県高浜市長）：いま自治体で私の視点「まちづくり団塊世代で助け合い再生を」